

議案第 5 2 号

勝山市行政組織条例の一部改正について

勝山市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

公務能率の確保を図るため、組織機構を改編したいので、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市行政組織条例の一部を改正する条例

勝山市行政組織条例(令和2年勝山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、勝山市に次の課を置く。</p> <p>(1) <u>未来創造課</u></p> <p>(2) <u>総務課</u></p> <p><u>(3) 監理・防災課</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 市民・税務課</u></p> <p><u>(6) 環境政策課</u></p> <p><u>(7) 福祉・児童課</u></p> <p><u>(8) 健康長寿課</u></p>	<p>(課の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、勝山市に次の課を置く。</p> <p>(1) <u>総務課</u></p> <p>(2) <u>未来創造課</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 市民課</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>(5) 福祉児童課</u></p> <p><u>(6) 健康体育課</u></p>

(9) 商工観光・ふるさと創生課

(10) ジオパークまちづくり課

(11) 農林政策課

(12) 都市建設課

(13) 建築営繕課

(14) (略)

(課の分掌事務)

第2条 課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(新設)

(1) 未来創造課

ア 秘書に関すること。

イ 市長の特命に関すること。

ウ 重要施策の企画及び調整に関すること。

(7) 商工文化課

(削る)

(8) 農林課

(9) 建設課

(10) 営繕課

(11) (略)

(課の分掌事務)

第2条 課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 総務課

ア 秘書に関すること。

イ 市議会の招集及び議案に関すること。

ウ 文書及び法令に関すること。

エ 職員の人事及び厚生に関すること。

オ 広報及び広聴に関すること。

カ 情報及び統計に関すること。

キ 防災対策に関すること。

ク 地域振興に関すること。

ケ その他行政一般に関すること。

(2) 未来創造課

(削る)

ア 市長の特命に関すること。

イ 重要施策の企画及び調整に関すること。

エ 総合計画に関すること。

オ 人権及び男女共同参画に関すること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 総務課

ア 市議会の招集及び議案に関すること。

イ 文書及び法令に関すること。

ウ 職員の人事及び厚生に関すること。

エ 広報及び広聴に関すること。

オ 情報及び統計に関すること。

カ その他行政一般に関すること。

(3) 監理・防災課

ア 財産に関すること。

イ 工事請負並びに物品購入の入札及び契約に関すること。

ウ 工事等の検査全般に関すること。

エ 防災対策に関すること。

(4) 財政課

ア 予算その他財政に関すること。

(新設)

(新設)

ウ 総合計画に関すること。

エ 人権及び男女共同参画に関すること。

オ 市民協働に関すること。

カ 文化芸術に関すること。

キ 交通政策に関すること。

ク 環境政策に関すること。

(削る)

(削る)

(3) 財政課

ア 予算その他財政に関すること。

イ 財産に関すること。

ウ 工事請負及び物品購入の入札並びに契約に関すること。

(新設)

(5) 市民・税務課

- ア 市税の賦課及び徴収並びに税外収入に関する事。
- イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- ウ 消費者行政に関する事。
- エ 国民健康保険に関する事。
- オ 後期高齢者医療制度に関する事。
- カ 国民年金に関する事。

(新設)

(新設)

(新設)

(6) 環境政策課

- ア 環境の保全に関する事。**
- イ 廃棄物の処理に関する事。**
- ウ 交通対策及び交通安全に関する事。**

(7) 福祉・児童課

- ア 生活保護に関する事。
- イ 障害者福祉に関する事。
- ウ 児童福祉に関する事。

(新設)

(8) 健康長寿課

エ 工事等の検査全般に関する事。

(4) 市民課

- ア 市税の賦課及び徴収並びに税外収入に関する事。
- イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- ウ 消費者行政に関する事。
- エ 国民健康保険に関する事。
- オ 後期高齢者医療制度に関する事。
- カ 国民年金に関する事。

キ 環境保全に関する事。

ク 廃棄物処理に関する事。

ケ 交通安全に関する事。

(削る)

(5) 福祉児童課

- ア 生活保護に関する事。
- イ 障害者福祉に関する事。
- ウ 児童福祉に関する事。

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事。

(6) 健康体育課

- ア 老人福祉に関する事。
- イ 介護保険に関する事。
- ウ 健康増進に関する事。
- エ 疾病予防に関する事。

(新設)

(9) 商工観光・ふるさと創生課

- ア 商工業に関する事。
- イ **観光**に関する事。
- ウ 雇用の促進及び安定に関する事。
- エ 企業誘致に関する事。
- オ **移住・定住**に関する事。
- カ **ふるさと創生に関する事。**

(新設)

(新設)

(新設)

(10) ジオパークまちづくり課

- ア **ジオパーク及びユネスコエコパークに関する事。**
- イ **地域振興及び市民協働に関する事。**
- ウ **自然体験に関する事。**

(11) 農林政策課

- ア 農業に関する事。

- ア 老人福祉に関する事。
- イ 介護保険に関する事。
- ウ 健康増進に関する事。
- エ 疾病予防に関する事。

オ スポーツに関する事。

(7) 商工文化課

- ア 商工業に関する事。
- イ **観光誘客**に関する事。
- ウ 雇用の促進及び安定に関する事。
- エ 企業誘致に関する事。
- オ **移住の促進**に関する事。
- カ **日本ジオパークに関する事。**
- キ **ユネスコエコパークに関する事。**
- ク **日本遺産に関する事。**
- ケ **文化財の保護及び活用に関する事。**

(削る)

(8) 農林課

- ア 農業に関する事。

- イ 林業に関する事。
- ウ 水産業に関する事。
- エ 鳥獣害対策に関する事。

(12) 都市建設課

- ア 道路及び河川に関する事。
- イ 公園に関する事。
- ウ 都市計画及び市街地整備に関する事。

(13) 建築営繕課

- ア 建築及び営繕に関する事。
- イ 市営住宅に関する事。

(14) (略)

- イ 林業に関する事。
- ウ 水産業に関する事。
- エ 鳥獣害対策に関する事。

(9) 建設課

- ア 道路及び河川に関する事。
- イ 公園に関する事。
- ウ 都市計画及び市街地整備に関する事。

(10) 営繕課

- ア 建築及び営繕に関する事。
- イ 市営住宅に関する事。

(11) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(勝山市国民保護協議会条例の一部改正)

2 勝山市国民保護協議会条例(平成18年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条中「監理・防災課」を「総務課」に改める。